

○京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成 21 年 9 月 29 日

京都府規則第 37 号

(用語等)

第 1 条 この規則で使用する用語は、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成 21 年京都府条例第 12 号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

2 条例第 2 条第 2 項に規定する規則で定める土砂等の保管は、試験研究のために行う土砂等の保管とする。

(埋立基準)

第 2 条 条例第 8 条に規定する埋立基準は、別表第 1 項目の欄に掲げる区分に応じ、当該区分の基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の埋立基準への適合の状況については、別表第 1 項目の欄に掲げる区分ごとに、当該区分の測定方法の欄に定める方法により測定した測定値によるものとする。

(条例第 9 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める土地の埋立て等)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る一般廃棄物の最終処分場、同法第 9 条の 3 第 1 項又は第 8 項の規定による届出をした市町村が行う当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場及び同法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う土地の埋立て等

(2) 土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る汚染土壌処理施設において行う土地の埋立て等

(条例第 10 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める者)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項第 4 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 西日本高速道路株式会社
- (2) 阪神高速道路株式会社
- (3) 日本下水道事業団
- (4) 土地改良区
- (5) 土地改良区連合

- (6) 土地区画整理組合
- (7) 地方住宅供給公社
- (8) 地方道路公社
- (9) 土地開発公社
- (10) 独立行政法人
- (11) 国立大学法人
- (12) 地方独立行政法人
- (13) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人であって、土地の埋立て等について、地方公共団体と同等以上の生活環境の保全及び災害の防止の確保ができるものとして知事が認めた者

(条例第 10 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める土地の埋立て等)

第 5 条 条例第 10 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる土地の埋立て等
- (2) 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例(平成 10 年亀岡市条例第 29 号)第 6 条第 1 項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等
- (3) 城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例(平成 14 年城陽市条例第 13 号)第 17 条第 1 項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等(同条例第 16 条第 2 号の規定により城陽市長との協議が整ったものを含む。)及び同条例第 17 条第 3 項の規定により届け出て行う土地の埋立て等
- (4) 京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例(令和元年京田辺市条例第 20 号)第 10 条第 1 項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等
- (5) 宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例(平成 8 年宇治田原町条例第 34 号)第 8 条第 1 項の規定による許可を受けて行う土地の埋立て等

(条例第 10 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める土地の埋立て等)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て等

(許可の申請)

第7条 条例第10条第2項の規定による申請書の提出は、土地の埋立て等許可申請書(別記第1号様式)により行うものとする。

2 条例第10条第2項第11号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施工管理者の氏名及び連絡先
- (2) 周辺の住民への周知の方法

3 条例第10条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 埋立て等区域及びその周辺の区域(擁壁、排水施設その他の土地の埋立て等の用に供する施設が設置されている区域に限る。以下「施設設置区域」という。)の位置図
- (2) 法人の登記事項証明書(申請者が法人である場合に限る。)
- (3) 埋立て等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- (4) 土地を使用する権原を証する書面(申請者が埋立て等区域及び施設設置区域内の土地の所有権を有しない場合に限る。)
- (5) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(別記第2号様式)
- (6) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(別記第3号様式)
- (7) 土砂等の発生から処分までの処理工程図
- (8) 埋立て等区域及び施設設置区域の現況図及び求積図
- (9) 埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図及び計画断面図
- (10) 埋立て等区域及び施設設置区域の排水施設の計画平面図及び計画断面図(条例第11条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限る。)
- (11) 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤調査の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がないことを証する書面(条例第11条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限る。)
- (12) 安定計算(土質試験その他の調査又は試験に基づき行う土地の埋立て等の構造の安定性の計算をいう。以下同じ。)の内容を記載した書面(条例第11条第2項各号のいずれにも該当しない場合であって、かつ、当該安定計算を行った場合に限る。)
- (13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図
- (14) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定数量計算書
- (15) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(別記第4号様式)及び計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第50条第1号に規定する環境計量士(濃度関係)の登録を受けた者が発行した土壌の分析結果を証する書面(測定方法を明示したものに限る。以下「土壌分析結果証明書」という。)
- (16) 擁壁を設置する場合については、擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造

計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書（条例第 11 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に限る。）

(17) 他の法令等に基づく許認可等を要するものである場合については、土地の埋立て等が当該他の法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類

(18) 条例第 11 条第 1 項第 4 号の基準に適合することを誓約する書類(別記第 5 号様式)

(19) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

4 前項第 15 号に規定する土壌の調査は、次の各号に定める方法によらなければならない。

(1) 土砂等の発生を 3,000 平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の 4 地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、同号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに 1 試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあっては、同号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1 試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ別表第 1 項目の欄に掲げる区分ごとに、当該区分の測定方法の欄に定める方法により行うこと。

(許可の基準)

第 8 条 条例第 11 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める技術上の基準は、条例第 10 条第 1 項の許可に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの(以下「一時堆積」という。)以外である場合にあっては別表第 2、一時堆積である場合にあっては別表第 3 のとおりとする。

2 条例第 11 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める基準は、別表第 4 のとおりとする。

3 条例第 11 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。

(1) 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る土地の埋立て等及び同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項又は第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等

(2) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 3 条、第 10 条第 1 項、第 12 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第 10 条第 2 項又は第 12 条第 2 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る土地の埋立て等

- (3) 鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)第 63 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る土地の埋立て等及び同条第 2 項(同法第 87 条において準用する場合を含む。)又は同法第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による認可を受けた者(同法第 63 条の 3 の規定により同法第 63 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による施業案の認可を受けたとみなされる場合における鉱業権の移転を受けた者を含む。)が行う当該認可に係る土地の埋立て等
- (4) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第 33 条又は第 33 条の 5 第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る土地の埋立て等及び同法第 33 条の 13 又は第 33 条の 17 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (5) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第 10 条の 3 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (6) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 3 項又は第 21 条第 3 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第 34 条第 1 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (7) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 11 条第 1 項の規定による承認を受けた者が行う当該承認に係る土地の埋立て等、同法第 18 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第 21 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 23 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (8) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第 20 条第 2 項若しくは第 3 項、第 23 条第 1 項若しくは第 2 項、第 39 条第 2 項若しくは第 3 項、第 42 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (9) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項又は第 57 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第 75 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (10) 砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)第 16 条又は第 20 条第 1 項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る土地の埋立て等及び同法第 23 条の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (11) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 35 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第 81 条第 1 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等

等

- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第 8 条第 1 項又は第 10 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (13) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 15 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第 15 条の 3 の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 14 条第 6 項、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等（第 3 条第 1 号に該当するものを除く。）
- (15) 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 8 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る土地の埋立て等、同法第 8 条第 2 項又は第 9 条第 1 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等、同法第 14 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第 15 条により準用する同法第 9 条第 1 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (16) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 10 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同法第 21 条第 1 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (17) 京都府立自然公園条例(昭和 38 年京都府条例第 25 号)第 19 条第 4 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同条例第 31 条第 1 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (18) 京都府風致地区条例(昭和 45 年京都府条例第 6 号)第 2 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同条例第 6 条第 1 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (19) 京都府環境を守り育てる条例(平成 7 年京都府条例第 33 号)第 76 条第 4 項の規定による許可（同条例第 82 条において準用する場合を含む。）を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同条例第 79 条第 1 項の規定による命令（同条例第 82 条において準用する場合を含む。）を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (16) 砂防指定地における禁止行為及び制限行為に関する条例(平成 15 年京都府条例第 20 号)第 3 条の規定により制限する行為についての許可
- (20) 砂防指定地における禁止行為及び制限行為に関する条例(平成 15 年京都府条例第 20 号)第 3 条の規定により制限する行為についての許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等

- (21) 宇治市風致地区条例(平成 26 年宇治市条例第 33 号)第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同条例第 9 条第 1 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- (22) 宇治田原町風致地区条例(平成 26 年宇治田原町条例第 20 号)第 2 条第 1 項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る土地の埋立て等及び同条例第 7 条第 1 項の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る土地の埋立て等
- 4 条例第 11 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。
- (1) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業又はこれに準じる事業として行う土地の埋立て等
- (2) 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備として行う土地の埋立て等
- (3) 宅地造成若しくは特定盛土等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 3 条第 5 号の盛土又は切土に限る。以下この号において単に「特定盛土等」という。)又は特定盛土等に関する工事として行う盛土又は切土(それぞれその高さが 2 メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 センチメートルを超えないものに限る。)に係る土地の埋立て等

(変更の許可の申請等)

第 9 条 条例第 14 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書(別記第 6 号様式)に第 7 条第 3 項各号に掲げる書類のうち、変更に係る事項に関する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第 14 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 土地の埋立て等を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
- (2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)
- (3) 土地の埋立て等の施工に関する計画の変更(前 2 号に掲げる変更に伴うものに限る。)

3 条例第 14 条第 3 項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届(別記第 7 号様式)を知事に提出して行わなければならない。この場合において、当該変更が法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更であるときは、法人の登記事項証明書を添えなければならない。

(着手の届出)

第 10 条 条例第 15 条の規定による届出は、土地の埋立て等着手届(別記第 8 号様式)を知事に提出して行わなければならない。

(展開検査の報告)

第 11 条 条例第 16 条第 2 項の規定による報告は、3 月ごとに取りまとめ、当該各期間の経過後 1 月以内に、展開検査報告書(別記第 9 号様式)に第 14 条に規定する土地の埋立て等施工管理台帳の写しを添えて知事に提出して行わなければならない。

(土壌の調査等)

第 12 条 条例第 17 条に規定する土壌の調査は、次の各号に定める方法によらなければならない。

(1) 次の表の左欄に掲げる埋立て等区域(調査に係る期間内に土地の埋立て等を行った埋立て等区域に限る。)の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1 ヘクタール未満 2	2
1 ヘクタール以上 2 ヘクタール未満	3
2 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満	4
3 ヘクタール以上 4 ヘクタール未満	5
4 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満	6
5 ヘクタール以上 6 ヘクタール未満	7
6 ヘクタール以上 7 ヘクタール未満	8
7 ヘクタール以上 8 ヘクタール未満	9
8 ヘクタール以上 9 ヘクタール未満	10
9 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満	11
10 ヘクタール以上	12

(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の 4 地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第 1 号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに 1 試料とすること。ただし、知事が承認した場合にあっては、第 1 号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1 試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ別表第 1 項目の欄に掲げる区分ごとに、当該区分の測定方法の欄に定める方法により行うこと。

2 条例第 17 条の規定による報告は、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真

(2) 前項の規定により採取した試料ごとの土壌分析結果証明書

(標識の掲示等)

第 13 条 条例第 19 条の規定による標識の掲示は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識(別記第 10 号様式)により行わなければならない。

2 条例第 19 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可を受けた年月日及び許可の番号
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 土地の埋立て等を行う場所の所在地
- (4) 土地の埋立て等の許可を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 埋立て等区域の面積
- (7) 施工管理者の氏名

(帳簿への記載)

第 14 条 条例第 20 条の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳(別記第 11 号様式)により毎日行わなければならない。

2 条例第 20 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 埋立て等区域の位置及び面積
- (3) 記録者の氏名
- (4) 搬入時刻
- (5) 搬入車両登録番号
- (6) 搬入者の氏名又は名称
- (7) 運転者の氏名
- (8) 搬入した土砂等の数量
- (9) 土砂等の積込み場所
- (10) 展開検査の結果
- (11) 施工作業の内容
- (12) その他埋立て等の施工に必要な事項

(書類の備付け及び閲覧)

第 15 条 条例第 21 条の規定による書類の備付け及び閲覧は、条例第 10 条第 1 項の許可を受けた日から条例第 22 条第 1 項の規定による届出(土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときに係るものに限る。)の日又は条例第 26 条の規定による取消しの日から 5 年を

経過する日まで行うものとする。

2 条例第 21 条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第 14 条第 1 項の規定による変更の許可に係る申請書及び同条第 3 項の規定による変更の届出に係る届出書の写し
- (2) 条例第 15 条の規定による着手の届出に係る届出書の写し
- (3) 条例第 16 条第 2 項の規定による展開検査の報告に係る報告書の写し
- (4) 条例第 17 条の規定による土壌の調査の報告に係る報告書の写し

(完了等の届出)

第 16 条 条例第 22 条第 1 項に規定する届出は、次の各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める様式を知事に提出して行わなければならない。

- (1) 土地の埋立て等を完了した場合 土地の埋立て等完了届(別記第 12 号様式)
- (2) 土地の埋立て等を廃止した場合 土地の埋立て等廃止届(別記第 13 号様式)
- (3) 土地の埋立て等を休止した場合 土地の埋立て等休止届(別記第 14 号様式)
- (4) 休止した土地の埋立て等を再開した場合 土地の埋立て等再開届(別記第 15 号様式)

(地位の承継の届出)

第 17 条 条例第 23 条第 2 項の規定による届出は、土地の埋立て等地位承継届(別記第 16 号様式)に承継の事実を証する書類及び第 7 条第 3 項第 18 号に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(身分証明書の様式)

第 18 条 条例第 28 条第 2 項に規定する証明書の様式は、知事の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する規則(令和 4 年京都府規則第 20 号)の定めるところによる。

(公表)

第 19 条 条例第 29 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 命令等の内容及び理由
- (2) 命令等を受けた者の氏名及び住所(法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 命令等を行った年月日

2 条例第 29 条第 2 項の規定による勧告に係る公表は、次に掲げる事項を京都府公報に登載して行うものとする。

- (1) 公表に係る者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務

所の所在地)

(2) 勧告の内容

(3) 勧告に従わなかったこと。

(手数料の額)

第 20 条 条例第 33 条第 1 項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 許可申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 条例第 11 条第 2 項に該当しない土地の埋立て等 1 件につき 62,110 円

イ 条例第 11 条第 2 項に該当する土地の埋立て等 1 件につき 32,800 円

(2) 変更許可申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 条例第 11 条第 2 項に該当しない土地の埋立て等 1 件につき 36,410 円

イ 条例第 11 条第 2 項に該当する土地の埋立て等 1 件につき 19,600 円

(手数料の納付方法)

第 21 条 条例第 33 条第 1 項に規定する手数料は、手数料の納付を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者に委託した場合において、申請の際にその旨を証することができるときは、申請の際には、その納付を要しない。

附則

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 京都府保健所長に権限を委任する規則(昭和 55 年京都府規則第 21 号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成 22 年規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 35 号)

この規則は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規則第 14 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 3 項に 2 号を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 34 号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年規則第 17 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次に掲げる許可の申請等(京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成 21 年京都府条例第 12 号。以下「条例」という。)第 10 条第 1 項の規定による許可の申請及び条例第 14 条第 1 項の規定による許可の変更(条例第 10 条第 2 項第 7 号に掲げる事項に係る変更に限る。)の申請をいう。以下同じ。)についての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
(1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた許可の申請等であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないもの
(2) 施行日から 3 月以内にされた許可の申請等
- 3 この規則の施行の際現に条例第 10 条第 1 項の規定により許可を受けて条例第 2 条に規定する土砂の埋立て等を行っている者については、条例第 17 条の規定を適用する場合は、

この規則による改正後の京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第 1 に掲げるクロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)及び 1,4-ジオキサンに係る部分の規定は、施行日から 3 月間は、適用しない。

附 則(平成 31 年規則第 5 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規則第 4 号)抄

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規則第 9 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第 1 の規定は、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成 21 年京都府条例第 12 号)第 17 条に規定する調査又は同規則第 7 条第 3 項第 13 号に規定する土壌の調査であって、この規則の施行の日以後に採取された同条例第 2 条第 1 項に規定する土砂等を試料とするものについて適用する。

附 則(令和 2 年規則第 32 号)

この規則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 1 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成 21 年京都府条例第 12 号。以下「条例」という。)第 10 条第 1 項の規定による許可の申請及び第 14 条第 1 項の規定による変更の許可(条例第 10 条第 2 項第 4 号及び第 8 号から第 10 号までに掲げる事項に係るものに限る。以下同じ。)の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に条例第 10 条第 1 項の規定による許可を受けて行われている土地の埋立て等(現に条例第 11 条第 2 項の規定が適用されているものを除く。)に係る京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 8 条第 1 項及び別表第 2 の規定の適用については、施行日以後初めて条例第 14 条第 1 項の規定による変更の許可

を受けるまでの間は、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年規則第 15 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和 4 年規則第 21 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙(次項において単に「旧様式」という。)を用いて作成された職員の身分を示す証票又は証明書(以下「旧様式による身分証明書」という。)で、この規則の施行の際現に使用されているものの取扱いについては、この規則による改正後のそれぞれの規則(旧様式による身分証明書が知事の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する規則(令和 4 年京都府規則第 20 号)第 1 項の規定の適用を受ける場合には、同規則を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 前項に定めるもののほか、旧様式については、この規則の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。この場合において、当該使用することとされた旧様式による身分証明書の取扱いについては、同項の規定を準用する。

附 則(令和 5 年規則第 24 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

(京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 5 旧宅造※法第 8 条第 1 項本文の許可を受けて行われる土地の埋立て等に対する第 8 条の規定による改正後の京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(次項において「新土砂規則」という。)第 8 条第 3 項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 55 号。以下「宅造法改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項本文(宅造法改正法附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可又は次に」とする。
- 6 宅造法改正法附則第 2 条第 1 項に規定する経過措置期間における新土砂規則別表第 2

の 4 の項の規定の適用については、同項中「第 8 条から第 12 条まで」とあるのは、「第 8 条（第 1 項第 1 号ハを除く。）及び第 9 条から第 12 条まで」とする。

※ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。）

（令和 7 年規則第 58 号 京都府豊かな緑を守る条例及び京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 15 号）の施行期日は、令和 7 年 5 月 1 日とする。）

附 則（令和 7 年規則第 59 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条中京都府豊かな緑を守る条例施行規則第 16 条第 7 号の改正規定及び同規則別表第 4 の改正規定（「（第 35 条関係）」を「（第 33 条関係）」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に第 1 条の規定による改正前の宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則別記第 1 号様式により作成された書類は、同条の規定による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則別記第 1 号様式により作成された第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる書類とみなす。
- 3 第 6 条の規定による改正後の京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 20 条及び第 21 条の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102（以下「規格」という。） 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検液中に検出されない こと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 及び 38 の備考の 11 に定める方法を除く。）又は水 質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告 示第 59 号。以下「昭和 46 年環境庁告示第 59 号」という。）付表 1 に掲げる方法
有機磷（りん）	検液中に検出されない こと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 （昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭

		和 49 年環境庁告示第 64 号」という。) 付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	規格 65.2 (規格 65.2.7 を除く。) に定める方法(規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒 (ひ) 素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 61 に定める方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年環境庁告示第 10 号)付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体においては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体においては日本産業規格 K0125 の 5.1、

		5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、 5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げ る方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格 34.1（規格 34 の備考の 1 を除く。）若 しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲ ン化合物又はハロゲン化水素が多量に含ま れる試料を測定する場合にあっては、蒸留 試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに 硫酸 10 ミリリットル、磷酸 60 ミリリット ル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かし た溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混 合し、水を加えて 1,000 ミリリットルとし たものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 の図 2 の注記のアルミニウム溶液のライ ンを追加する。）に定める方法又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法 （懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で 妨害となる物質がいずれも共存しないこと

		を確認しなかった試料を測定する場合にあっては、規格 34.1.1c) に定める操作（規格 34.1.1 c) の注 (2) の規定により蒸留が終わった後に留出液に硫酸を滴加する操作を行うこと及び規格 34 の備考の 1 に定める操作を除く。）を行うものとする。）
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 測定は、土壤の汚染に係る環境基準について(平成 3 年環境庁告示第 46 号)に基づき行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度との和とする。

別表第 2 (第 8 条関係)

- 1 地盤調査の結果、埋立て等区域又は施設設置区域の地盤が別に定める軟弱な状態に該当する場合には、当該地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、くい打ち、土の置換え、水抜きその他の別に定める措置を講じること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合においては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置を講じること。
- 3 土地の埋立て等の高さ(土地の埋立て等により生じたのり面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、次の表のとおりとする。

区分		土地の 埋立て等の高さ	のり面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準	別に定める基準により安定	安全が確保される高さ	垂直 1 メートルに対する水平距離が 2 メートル以上であり、かつ、安全が確保される勾配

となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土及びこれらに準じる土砂等	計算を行った場合		
	その他の場合	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル（土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さである場合にあっては、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル）以上の勾配
その他の土砂等		別に定める基準により安定計算を行い、安全が確保される高さ	別に定める基準により安定計算を行い、安全が確保される勾配

- 4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条から第12条までの規定に適合すること。
- 5 土地の埋立て等の高さが5メートル以上である場合においては、土地の埋立て等の高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設けること。
- 6 土地の埋立て等の完了後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水(以下「地表水等」という。)の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30センチメートル以下の厚さの層に分けて土砂等を盛り、かつ、その層の土砂等を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第1項第1号ハに規定する地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講じること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置を講じること。
- 8 地表水等により崖崩れ又は土砂等の流出が生じるおそれがある場合においては、その地表水等を排除することができるように、排水施設を設置すること。

別表第3(第8条関係)

- 1 別表第2の1の項及び8の項の基準に適合すること。
- 2 一時堆積を施工する前の埋立て等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。
- 3 一時堆積の高さは、5メートル以下であり、のり面の勾配は垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上とすること。
- 4 埋立て等区域の周辺に、一時堆積の高さ以上の幅の緩衝地帯を設置するとともに、緩衝地帯を明示する境界標を設置すること。

別表第4(第8条関係)

- 1 施工管理者が常駐していること。

- 2 土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
- 3 埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵等を設け、当該柵等は、埋立て等区域内を容易に目視することができる構造とすること。
- 4 埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は、施錠すること。
- 5 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等の流出等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。
- 6 他の交通に支障があると予想される場合においては、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講じること。